

地域密着型サービス事業者及び地域密着  
型介護予防サービス事業者公募要領

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

平成24年度募集

平成24年6月

米子市

683-8686

米子市加茂町一丁目1番地

米子市福祉保健部長寿社会課

電話 0859-23-5156

FAX 0859-23-5012

## 1 公募の趣旨

米子市では、「第5期米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）」に基づき、介護保険施設の整備を進めています。

本公募は、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に基づく市の補助金の交付を受けて、指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業又は指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所を開設しようとする者を募集するものです。

## 2 公募するサービス事業の概要

サービスの種別	募集予定数
(1) 認知症対応型共同生活介護 (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護	54床（6ユニット）

## 3 地域指定及び募集ユニット数

今回の公募については、中学校区ごとに施設整備を図る観点から、整備を優先する地域及びユニット数を次のとおり指定します。

中学校区	ユニット数
箕蚊屋中学校区（事業所を設置する場所は、米子市の区域とする。）	2ユニットを上限とする。 （1ユニットの申請も可）
美保中学校区	それぞれ1ユニットを上限とする。 （申込状況及び選考の結果により、2ユニットを上限とする場合がある。）
東山中学校区	
湊山中学校区	
後藤ヶ丘中学校区	

注）上記中学校区において、申込状況及び選考の結果により選定したユニットの数が6ユニットに満たないときは、他の中学校区に事業所を設置する予定の事業者から選考する場合があります。

## 4 募集要件

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事業者の指定に係る要件を満たしていること、法人格を有すること、並びに本事業の実施に必要な人員、設備等を確保することができ安定したサービスの提供が可能な能力及び経験を有している

こと。

## 5 選定方法

- (1) 事業者の募集は、公募によるものとします。応募がない場合及び事業者が決定しなかった場合（審査の結果、ユニットの数が2の表にある募集予定数に満たない場合を含む。）は、再度、公募を行う場合があります。
- (2) 事業者の決定は、選考委員会の審査に基づき、市長が決定します。
- (3) 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。
- (4) 審査の結果については、文書により通知する予定です。

## 6 公募手続

### (1) 提出書類

本公募への申込を希望する事業者は、次の表に掲げる提出書類を米子市福祉保健部長寿社会課まで持参にて提出してください。

なお、提出書類の作成に当たっては、別に示す「提出書類作成要領」に従い作成してください。

### 提出書類一覧

提出書類	様式	備考
参加希望申立書	様式第1号	押印してください。
質問書	様式第2号	質問がない場合は、提出不要
事業計画書	様式第3号	様式の枠に納まらない場合は、それぞれタイトルを付した別紙により作成することも可とする。
勤務形態一覧表	様式第4号	指定基準に即した内容が必要
別添図面	任意様式	分かりやすいもの
併施設設計画図	任意様式	併設計画がある場合のみ提出
資金計画書	任意様式	任意様式
整備済要綱等	任意様式	任意様式

## 7 日程

平成24年6月14日	募集開始
------------	------

平成24年8月31日	募集締切り
平成24年9月5日	プレゼンテーション実施
平成24年9月中	審査及び事業予定者決定
平成24年9月以降	指定予定

## 8 注意点

- (1) 提出書類は、返却しません。
- (2) 虚偽等による申請が明らかになった場合は、応募を無効とします。
- (3) 必要に応じ、書面内容等の確認のため、ヒアリング又は書類の追加提出を個別に求める場合があります。
- (4) 提出書類について、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）の規定に基づき、その内容等を公開する場合があります。

## 9 審査の着眼点

基準項目	小項目	備考
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業運営方針、基本理念等</li> <li>・計画予定地選定理由</li> </ul>	総合的に評価
計画予定地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺状況（近隣の既設グループホーム（他の法人が設置したものを含む。）との位置関係）</li> <li>・周辺状況（他の建築物等との位置関係）</li> <li>・平面図</li> <li>・土地の確保</li> </ul>	総合的に評価
資金計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設後2年目までの資金計画</li> </ul>	安定した経営となっているか評価
医療との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制の構築</li> </ul>	具体的な取組
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制の構築</li> </ul>	具体的な取組
設置地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設グループホームの整備状況との関係</li> </ul>	総合的に評価
個人情報保護及び情報開示への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備済要綱等の確認</li> </ul>	具体的な取組

非常災害への対策と緊急時の対応方針	・整備済要綱等の確認	具体的な取組
苦情処理体制について	・整備済要綱等の確認	具体的な取組
職員研修実施方針について	・整備済要綱等の確認	具体的な取組

## 1 0 事業所開設に伴う補助金

整備費については、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用した補助事業（以下「整備補助金」という。）による事業者への支援を検討しており、現在、国に交付金の要望を提出していますが、**整備補助金は、本市の要望が国に採択され、かつ、米子市議会において予算の議決が得られた場合に事業化されます。**よって、事業者におかれましては、整備補助金の交付を受けられない場合があることをあらかじめご了解の上、応募書類を提出してください。

### (1) 対象経費

建築費及び改修費

注1) 整備補助金の交付の対象となる者は「開設事業者」です。土地所有者等（開設事業者でないもの）が直接建設する場合については、補助の対象とはなりませんのでご注意ください。

注2) 設計費用は、補助の対象には含まれません。

### (2) 補助額

1 事業所当たり 1, 5 0 0 万円（上限）

### (3) 施行事業者選定方法

米子市建設工事執行規則（平成17年米子市規則第106号）に準じて、一般競争入札又は公募型指名競争入札（5社以上）のいずれかにより執行してください。

### (4) 交付条件

整備補助金の交付を受ける場合は、平成25年3月31日までに補助対象工事を完了することが条件となります。

注) 米子市が実施する完了検査に合格したときが工事の完了となりますので、ご承知ください。